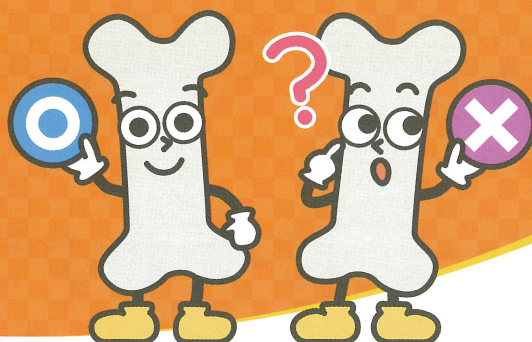


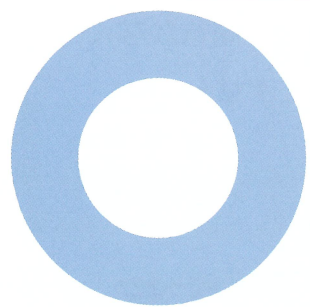
柔道整復師やあん摩マッサージ師等のかかり方

健康保険を使うときは、 正しくかかりましょう！

接骨院・整骨院で柔道整復師による施術を受ける場合や、
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等(以下、あはき師)の
施術を受ける場合は、健康保険で使える範囲が決まっています。
柔道整復師やあはき師への
正しいかかり方を理解して、
適正に受診してください。



接骨院・整骨院(柔道整復師)にかかるとき



健康保険が
使えます

骨折、脱臼

(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得る必要があります)

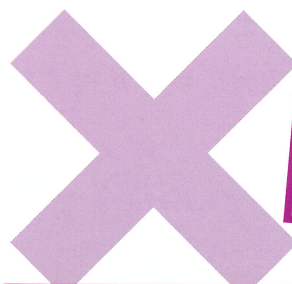
外傷性が明らかな捻挫^{ねんざ}、打撲、挫傷(肉離れ)

外傷性とは、「関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもので、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること」とされています。

負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み

骨折、脱臼の施術後に運動機能の回復を目的に行った運動

負傷日から15日間を除き、2回目以降の施術の際に運動機能回復のための各種運動を20分程度行った場合です。いわゆるストレッチングは対象になりません。



健康保険は
使えません

健康保険が使えないため全額自己負担

単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労

病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)による痛み

脳疾患の後遺症などの慢性病

症状の改善がみられない長期の施術

内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

医療機関で同じ部位の治療を受けているとき

労災保険が適用される工作中や通勤途上でのケガ(雇用されている人)

接骨院・整骨院で健康保険を使うときは…



痛みの原因を正確に伝える

正確に原因を伝えて、健康保険が使えるかを相談しましょう。原因がはっきりしないときは、先に医師の診察を受けてください。また、交通事故などでの負傷の場合は加入している医療保険者(健保組合、協会けんぽ等)に連絡してください。



提出する書類は白紙で署名しない

健康保険を使う際は、保険請求に使う「療養費支給申請書」に署名を求められます。白紙で署名せず、記載内容を確認してから署名してください。住所欄には郵便番号と電話番号の記入が必要です。



長期間かかる場合は医師の診察を

長期にわたって症状が改善しない場合は、医師の診察を受けましょう。内科的な病気が隠れていた場合、検査のできない接骨院・整骨院では発見が遅れてしまう可能性があります。



領収証・明細書は必ずもらう

領収証・明細書は必ず受け取って保管し、後日、医療費通知と照合して内容に相違がないか確認しましょう。領収証は医療費控除を受ける際に必要となります。明細書は、明細書発行機能付きの機器がある接骨院・整骨院では、無料での発行が義務付けられています。

あん摩マッサージ・はり・きゅうにかかるとき



あはき師の施術を受ける場合、一定の条件を満たしていれば健康保険が使えます。健康保険であはき師の施術を受けるには、**医師の同意書が必ず必要**になります。また、施術が長期にわたる場合には、**6ヵ月ごとに文書による医師の再同意が必要**になります。医師の同意がなく自分の判断だけで施術を受けた場合は、健康保険が使えません。

あん摩マッサージで健康保険が使える症状

こうしゆく
関節拘縮

きん ま ひ
筋麻痺

- 関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺している症状に対する施術で、医療上マッサージが必要と認められた場合に限ります。

はり・きゅうで健康保険が使える疾病

神経痛

リウマチ

けい わん
頸腕症候群

五十肩

腰痛症

けいついねん ぎ
頸椎捻挫後遺症

- 医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術による効果が期待できるものが対象になります。

償還払いが原則ですので、いったん窓口で全額立替払いし、後で医療保険者(健保組合等)へ療養費支給申請をしてください。
※医療保険者によっては「受領委任制度」による支払方法を採用しているところもあります。

● 施術内容についてお尋ねすることがあります ●

医療保険者より施術日や施術内容について照会させていただくことがあります。
領収証や明細書、施術記録などを保管し、ご回答いただきますようご協力をお願いします。